

(メール施行)

経 総 第 6 1 号

令和 2 年 2 月 2 9 日

仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会会長 殿

宮城県経済商工観光部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防・まん延防止の徹底及び職場環境の整備について

(依頼)

経済商工観光行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起につきましては、先日依頼させていただいたところですが、今般、文部科学省から小・中学校及び高等学校等の臨時休業が要請されたこと及び県内で初めて新型コロナウイルス感染症患者が発生したことを受けまして、下記について御配慮いただけるよう関係者（会員事業者及びその従業員等）の皆様幅広く御周知願います。

記

- (1) 手洗い、咳エチケット等の徹底、風邪症状がある際の外出自粛及びやむを得ず外出する場合のマスクの着用
- (2) 風邪症状がある従業員及び小・中学校等の臨時休業により影響を受ける子供を持つ従業員が休みやすい職場環境の整備やテレワーク、時差通勤の活用等

経済商工観光部 経済商工観光総務課

電 話：022-211-2711

FAX：022-211-2719

新型コロナウイルス感染症にご注意ください。

2019年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に新型コロナウイルスに関連した感染症が発生しています。国内でも患者が各地域で確認されております。

◇ 宮城県の相談窓口 ◇

新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口

電話:022-211-3883

受付時間:24時間

◇ 国の相談窓口 ◇

厚生労働省新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

電話:0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間:9時~21時



このQRコードを読み取りますと、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」を閲覧できます。

◇ みやぎ外国人相談センターの相談窓口 ◇

通訳が必要な人の一般電話相談窓口

電話:022-275-9990

受付時間:9時~17時(月曜日~金曜日)

◇ 県民の皆様へ ◇

◇ 県民の皆様におかれましては冷静に行動していただき、日頃からの感染症の予防の徹底をお願いします。手洗いや咳エチケットは全ての感染症の基本的な予防策です。

◇ 次の症状がある方は、上記相談窓口にご連絡ください。

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)

- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

※ 持病がある方は、事前に電話でかかりつけ医にご相談ください。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ

けんたいかん
（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特に**ご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性**が考えられます。

新型コロナウイルスは**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、 <small>せき</small> 咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは**手洗い**が大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、**咳エチケット**を行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ**人込みの多い場所を避ける**など、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は、下記「相談窓口（コールセンター）」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

ただし、持病がある方は、**事前に電話**でかかりつけ医にご相談ください。

上記の症状でコールセンターにご相談頂いた後は、コールセンターから、帰国者・接触者相談センターへおつながります。

帰国者・接触者相談センターで相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

お問い合わせ先

上記の症状がある場合のほか、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

宮城県相談窓口（コールセンター）

電話番号 022-211-3883

受付時間 24時間（土日・祝日も実施）

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 022-211-3192

通訳が必要な人の一般電話相談窓口（みやぎ外国人相談センター）

電話番号 022-275-9990

受付時間 9:00～17:00（月曜日～金曜日）

厚生労働省相談窓口

電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9:00～21:00（土日・祝日も実施）

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756



宮城県